

## 保育所制度改正に関する国の動向

- ◆ 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(H22. 3. 29 提出)  
→ 現在、国会で継続審議中(今後の審議日程は未定)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を都道府県等の条例に委任
  - ① 従うべき基準 職員の資格基準、職員配置基準、居室面積基準、  
人権に直結する運営基準
  - ② 標準 利用定員
  - ③ 参酌すべき基準 その他の設備・運営基準

※ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

- 児童福祉法の一部改正(施行日:平成23年4月1日(1年間の経過措置あり))
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正(施行日:平成23年4月1日)

- ◆ 子ども・子育て新システム検討会議(H22. 1. 29 少子化社会対策会議決定)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。

- 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(H22.4.27)
- 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(H22.6.29)
- 平成22年9月から、検討会議作業グループの下に3つのワーキングチームを設置
  - ・基本制度WT
  - ・幼保一体化WT
  - ・こども指針WT
- 平成23年1月 法律案大綱発表
- 平成23年3月 法律案国会提出
- 平成25年度 新システム施行

- ◆ 「待機児童ゼロ特命チーム」の設置(H22. 10. 21)

待機児童解消を一刻も早く実現することは、雇用の創出において有効であるとともに、子育て世代の育児と就労支援や少子化対策の推進の観点から重要性が高い。待機児童解消を目指す新システムの前倒しについて検討するため、「特命チーム」を設置する。

- 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」(H22.11.29)